平成29年における難民認定者数等について

1 難民認定申請数及び不服申立数

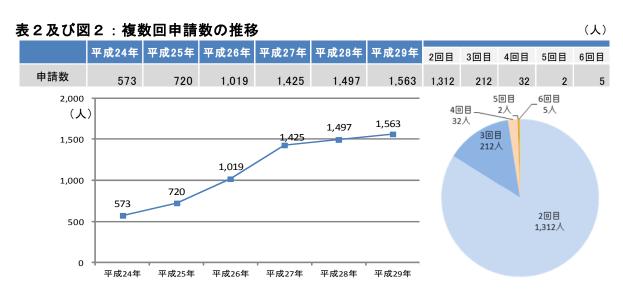
(1) 難民認定申請数

ア 難民認定申請数(以下「申請数」という。)は,近年は毎年,対前年で約50% 増と急増してきたところ,平成29年の申請数は19,629人となり,前年に 比べて,8,728人(約80%)増と大幅に増加し,過去最多となっています。 なお,19,629人のうち,空海港における申請数は133人です。



イ 出入国管理及び難民認定法上,難民認定申請は申請回数に制限がないことから,申請者のうち,約8%に当たる1,563人が,複数回申請者であり,このうち,申請回数が最多の複数回申請者は6回目の申請となっています。

上記アのとおり、申請数が過去最多となる中、複数回申請数も過去最多となっていますが、申請数の急増に比べ微増に留まっていることから、急増する難民認定申請の大半が、初めて難民認定申請する申請者によるものとなっています。



ウ 申請者の国籍は82か国にわたり、前年の79か国から微増となっています。 主な国籍は、表3及び図3のとおりです。

このうち、上位5か国だけで申請総数の約70%、上位10か国だけで同じく 約90%を占めており、申請者の大半が特定の国籍に集中しています。

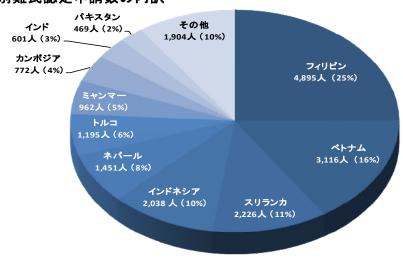
他方、昨年6月に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)がプレスリリースした「グローバル・トレンズ2016」において世界で避難を余儀なくされている人の多い上位5か国とされている国々(シリア、コロンビア、アフガニスタン、イラク、南スーダン)からの申請者はわずか36人にとどまっており、我が国で急増する難民認定申請の大半が、大量の難民・避難民を生じさせるような事情がない国々からの申請者によるものとなっています。

表3:国籍別難民認定申請数の推移

-	١	
- (١.	

1X U .	当和办法以	化中明双	(マノ)圧199	(人)				
	平成27年	平成27年		平成28年		平成29年		申請数全体に 占める割合
1	ネパール	1,768	インドネシア	1,829	フィリピン 4,895		246.7%	24.9%
2	インドネシア	969	ネパール	1,451	ベトナム	3,116	190.7%	15.9%
3	トルコ	926	フィリピン	1,412	スリランカ	2,226	137.3%	11.3%
4	ミャンマー	808	トルコ	1,143	インドネシア	2,038	11.4%	10.4%
5	ベトナム	574	ベトナム	1,072	ネパール	1,451	0.0%	7.4%
6	スリランカ	469	スリランカ	938	トルコ	1,195	4.5%	6.1%
7	フィリピン	299	ミャンマー	650	ミャンマー	962	48.0%	4.9%
8	パキスタン	295	インド	470	カンボジア	772	142.8%	3.9%
9	バングラデシュ	244	カンボジア	318	インド	601	27.9%	3.1%
10	インド	229	パキスタン	289	パキスタン	469	62.3%	2.4%
11	中国	167	バングラデシュ	242	バングラデシュ	438	81.0%	2.2%
12	ナイジェリア	154	ガーナ	174	中国	315	101.9%	1.6%
13	タイ	83	中国	156	イラン	120	12.1%	0.6%
14	イラン	68	ナイジェリア	108	ガーナ	106	-39.1%	0.5%
15	カメルーン	67	イラン	107	カメルーン	98	48.5%	0.5%
16	カンボジア	67	カメルーン	66	チュニジア	87	38.1%	0.4%
17	ガーナ	50	チュニジア	63	ナイジェリア	77	-28.7%	0.4%
18	ウガンダ	42	セネガル	45	セネガル	75	66.7%	0.4%
19	チュニジア	32	ウガンダ	39	ウガンダ	68	74.4%	0.3%
20	コンゴ民主共和国	24	コンゴ民主共和国	39	タイ	65	209.5%	0.3%
21	セネガル	23	ギニア	38	モンゴル	61	110.3%	0.3%
22	ウクライナ	20	エジプト	31	コンゴ民主共和国	35	-12.5%	0.2%
23	エチオピア	17	モンゴル	29	ギニア	26	-31.6%	0.1%
24	ギニア	16	タイ	21	エジプト	24	-22.6%	0.1%
25	エジプト	14	エチオピア	13	エチオピア	22	69.2%	0.1%
_	その他	161	その他	158	その他	287	82.8%	1.5%
総数		7,586		10,901		19,629	80.1%	100.0%

図3:国籍別難民認定申請数の内訳



エ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が18,716人(申請総数の約95%)、非正規在留者が913人(同約5%)であり、正規在留者が大半を占めています。

正規在留者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が11,323人、本国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関からの推薦を受けて入国した者が大半を占める「技能実習」が3,037人、「留学」が2,036人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間を求めて在留の許可を受けた後に難民認定申請に及んだ「特定活動(出国準備期間)」が1,019人、難民認定申請を繰り返す「特定活動(難民認定申請中)」が706人となっています。特に、「短期滞在」、「技能実習」及び「特定活動(出国準備期間)」をもって本邦に在留する申請者からの申請数は、前年に比べ2倍を超える大幅な増加となっています。

表 4	: 在留資	格別難民認	定申請数の)推移
-----	-------	-------	-------	-----

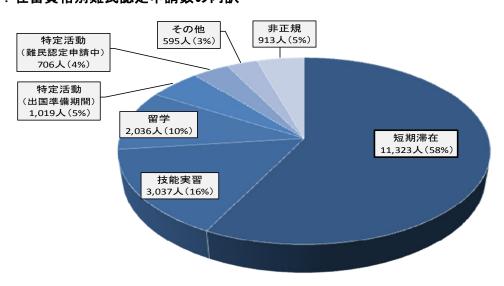
(人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合	
	正規	2,404	4,134	6,394	9,702	18,716	92.9%	95.3%	
	短期滞在	1,351	1,813	2,882	5,395	11,323	109.9%	57.7%	
	技能実習	118	414	731	1,106	3,037	174.6%	15.5%	
在留	留学	197	699	1,413	1,399	2,036	45.5%	10.4%	
留資格	特定活動 (出国準備期間)(注1)	-	-	-	436	1,019	133.7%	5.2%	
	特定活動 (難民認定申請中)	376	628	849	784	706	-9.9%	3.6%	
	その他	362	580	519	582	595	2.2%	3.0%	
	非正規(注2)	856	866	1,192	1,199	913	-23.9%	4.7%	
	総数	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	80.1%	100.0%	

(注1) 本統計上,「特定活動(出国準備期間)」については、平成25年から平成27年までは 未集計のため、「その他」に含まれています。

(注2)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

図4:在留資格別難民認定申請数の内訳



オ 申請者の性別の内訳は、男性 1 3, 6 7 9 人 (申請総数の約 7 0 %), 女性 5, 9 5 0 人 (同約 3 0 %) となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代が最も多く、さらに20歳から34歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約66%、女性で約64%と申請者の多くを占める一方で、19歳以下は男性及び女性ともに10%未満と非常に少なくなっています。

欧州*においては、申請者の男性の約28%、女性の約40%を18歳未満が占め、年少者の割合が高く、また、18~34歳の申請者が、男性で約57%、女性で約40%と我が国よりも低くなっており、我が国と申請者の傾向が異なっています。このことから、欧州では男女ともに脆弱性の高い年少の申請者が多く存在する一方で、我が国では働き盛りの年齢の申請者が多数を占めている状況にあります。

*Eurostat "Asylum and first time asylum applicants by citizenship, age and sex" (2016 年統計)

図5:男女別・年齢別難民認定申請数の内訳

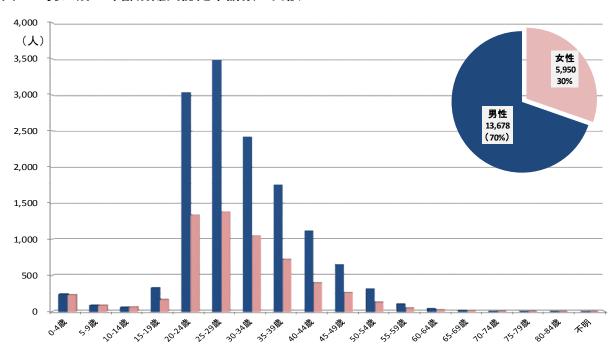
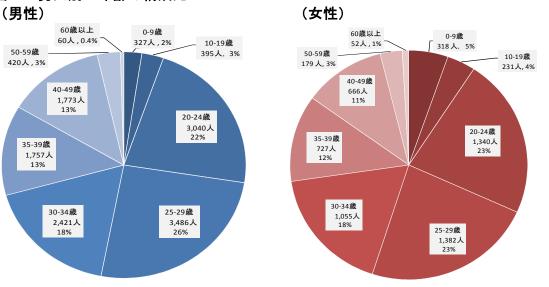


図6:男女別・年齢の構成比



(2) 不服申立数

ア 不服申立者の数は、近年の申請数の増加に伴い、毎年増加傾向にあり、平成29年は8,530人で、前年に比べ3,333人(約64%)増と大幅に増加しています。

表5及び図7:不服申立数の推移

(人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
不服申立数	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	8,530
10,000 (人)										
8,000									8,530	
6,000									5,197	
4,000										
2,000	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	1	
0	平成20年	平成21年	· 平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 平	成28年 平	——— 成29年

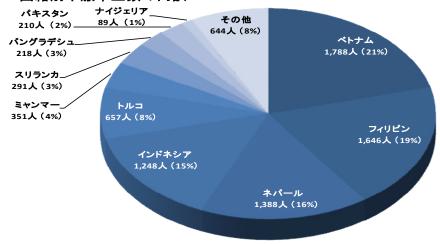
イ 不服申立者の国籍は62か国にわたり、前年の50か国から増加しており、 主な国籍は表6及び図8のとおりです。このうち、上位5か国だけで不服申 立数全体の約79%、上位10か国だけで同じく約92%を占めており、不 服申立者の大半が特定の国籍に集中しています。

表6:国籍別不服申立数の推移

(人)

	平成27年	F	平成28年 平成29年		前年比增減率	不服申立数全体に 占める割合		
1	ネパール	887	インドネシア	1,229	ベトナム	1,788	159.1%	21.0%
2	トルコ	462	ネパール	939	フィリピン	1,646	363.7%	19.3%
3	スリランカ	309	ベトナム	690	ネパール	1,388	47.8%	16.3%
4	ベトナム	214	トルコ	575	インドネシア	1,248	1.5%	14.6%
5	ミャンマー	198	フィリピン	355	トルコ	657	14.3%	7.7%
6	パキスタン	151	スリランカ	348	ミャンマー	351	25.4%	4.1%
7	タイ	126	ミャンマー	280	スリランカ	291	-16.4%	3.4%
8	バングラデシュ	117	インド	189	バングラデシュ	218	34.6%	2.6%
9	インド	90	バングラデシュ	162	パキスタン	210	76.5%	2.5%
10	フィリピン	73	パキスタン	119	ナイジェリア	89	81.6%	1.0%
11	インドネシア	72	イラン	55	イラン	88	60.0%	1.0%
12	ナイジェリア	70	ナイジェリア	49	ガーナ	79	79.5%	0.9%
13	ガーナ	68	ガーナ	44	インド	63	-66.7%	0.7%
14	イラン	45	カメルーン	30	チュニジア	58	-	0.7%
15	カメルーン	45	カンボジア	19	カンボジア	57	200.0%	0.7%
_	その他	193	その他	114	その他	299		3.5%
総数		3,120		5,197		8,530	64.1%	100.0%

図8:国籍別不服申立数の内訳



2 処理の状況

(1) 難民認定申請(一次審査)

ア 難民認定申請の処理数は11,361人であり,前年に比べ3,168人(約39%)増加しました。その内訳は、認定者19人,不認定者9,730人,申請を取り下げた者等1,612人となっています。

このうち、申請を取り下げた者等の数は、処理数の約14%を占めており、その国籍は、フィリピン、ベトナム、トルコが多く、また、その主な理由は「本国に帰国するため」、「問題が解決したため」、「難民ではないため」等であり、多くの者が自ら帰国しています。

イ 不認定者の国籍は66か国にわたり、主な国籍は、ベトナム2、291人、フィリピン1、793人、ネパール1、644人、インドネシア1、315人、トルコ675人、ミャンマー475人、スリランカ384人、バングラデシュ18 〇人、パキスタン136人、ナイジェリア93人となっています。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は4,391人であり,前年に比べ1,455人(約50%) 増加しました。その内訳は,不服申立てに理由があるとされた者(認定者)1人, 理由がないとされた者(不認定者)3,084人,不服申立てを取り下げた者等 1,306人となっています。このうち,不服申立てを取り下げた者等の数は, 処理数の約30%を占めています。

イ 不認定者の主な国籍は、インドネシアフ97人、ベトナム606人、ネパール412人、フィリピン276人、トルコ259人、ミャンマー146人、スリランカ128人、パキスタン91人、ガーナ50人、バングラデシュ47人となっています。

3 難民認定及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認められた者は65人となっています。その内訳は次のとおりです。

- (1)認定者数は、一次審査での認定者19人及び不服申立てでの認定者1人を合わせた20人で、その国籍数は10か国にわたり、主な国籍はエジプト5人、シリア5人、アフガニスタン2人となっています。
- (2) 難民と認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は45人となっています。そのうち、本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者は14人であり、 その主な国籍は、シリア4人、ミャンマー3人、イラク2人、コンゴ民主共和国2人となっています。

4 仮滞在許可の運用状況

仮滞在許可(注1)者は35人で、前年に比べ23人減少しました。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は784人で,許可とならなかった者の主な理由は.

- ・本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…426人
- ・逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…330人
- ・既に退去強制令書の発付を受けていたこと…214人

となっています(注2)。

- (注1)「仮滞在許可」とは、不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、これら不法滞在者から難民認定申請があった場合に、出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。
- (注2) 1人の申請者について許可しなかった理由(除外事由)が複数ある場合は、 そのすべてを計上しています。

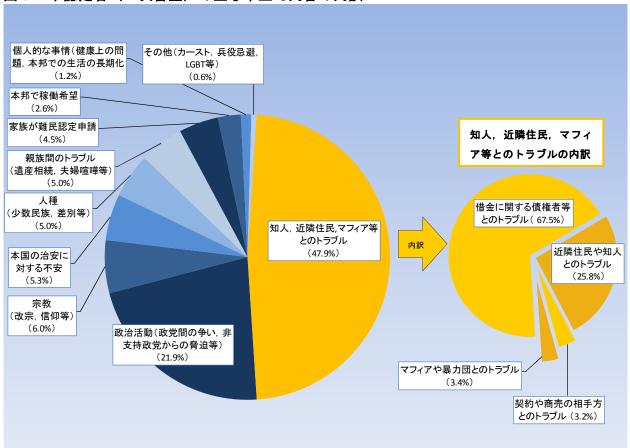
5 難民認定申請における申立て内容(一次審査)

- (1) 認定者の主な申立て
 - ・本国において、家族が反政府軍のリーダーとして政府軍との戦闘に参加して死亡したところ、自身も反政府軍の関係者とみなされ、本国政府から手配されている。
 - ・本国において、公職に就いている上、与党の党員という立場でありながら、反 政府派を支持していたことから、反政府的人物であるとみなされている。
 - ・本国において、コメンテーターとして、マスメディアを通じて反政府勢力を批 判したところ、反政府勢力から拷問されて脅迫を受けた。

(2) 不認定者の主な申立て

- ・知人、近隣住民、マフィア等とのトラブルを申し立てるもの(不認定者全体の 約48%。以下同じ。)
- ・政治活動を理由に、本国政府や対立政党の関係者から危害を加えられるおそれを申し立てるもの(約22%)
- ・特定の宗教を信仰していることや改宗に起因する迫害のおそれを申し立てるもの(約6%)
- ・本国の治安に対する不安を申し立てるもの(約5%)
- ・人種を理由とした迫害のおそれを申し立てるもの(約5%)
- ・遺産相続や夫婦喧嘩など親族間のトラブルを申し立てるもの(約5%)
- ・本邦で稼働を希望するもの(約3%)

図9:不認定者(一次審査)の主な申立て内容の内訳



(注) 具体的な認定事例及び不認定事例については資料2を参照してください。